

就業規則 作成・変更

会社の諸規定 作成・変更

ご相談承ります

ある本に「儲かる会社は就業規則がちゃんとしていた」と、書かれてありました。

社員がやる気を出す仕組みを作り、それを就業規則に明記すれば、その仕組みの信憑性や永続性が高まり、また、社員に浸透を図ることもできると思われます。

社員全員がやる気を出せば、会社は間違いなく発展していくようになるでしょう。

また、昨今では未払い残業代問題や解雇にまつわる問題など、労使間のトラブルが増えています。

労使間のトラブルから会社やまじめな社員を守るのも、就業規則です。

よしとみ社会保険労務士事務所では、法令をクリアしているだけでなく、社員のやる気を引き出し、労使間のトラブルを未然に防ぐ事ができる内容の就業規則を作成致します。

お気軽にご相談ください。

就業規則の作成・変更 5万円より承ります

※内容により、別途料金が発生する場合がございます

※諸規定は、内容により料金が異なります

モデル就業規則もご用意してございます

よしとみ社会保険労務士事務所

社会保険労務士 吉田 明弘

携帯電話 090-8254-3659

Eメール akihiro-yoshida@yoshitomi-sr.com

FAX 025-261-5157